

飼料用米に取組んでいる農業者へ大切なお知らせ

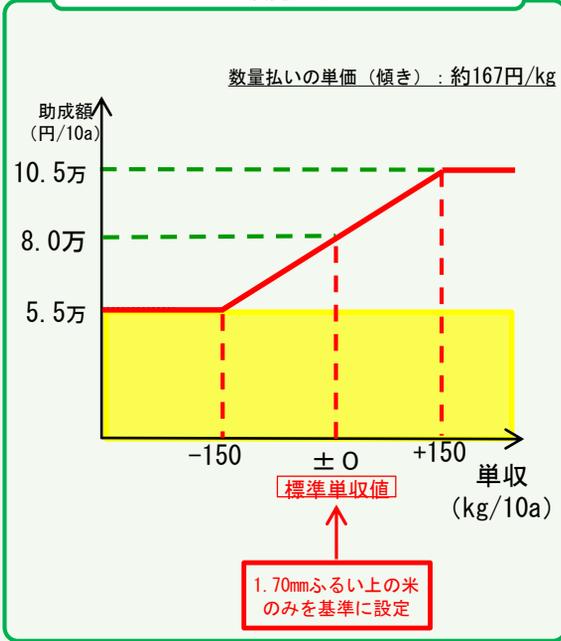
令和5年産以降の飼料用米について

1 飼料用米の交付単価の算定方法の変更について

令和5年産から、標準単収と同様に1.70mmふるい目を用いて単価計算されます。実際にふるいをかけない場合には、11月上旬に公表される農林水産統計の作柄表示地帯別の予想玄米重歩合(1.70mmふるい目)を収穫量に乗じて算出することになります。

・出荷については、変更はありませんので従来どおり出荷して下さい。
・実際にふるい目(1.70mm)のふるいを使用する必要はありません。

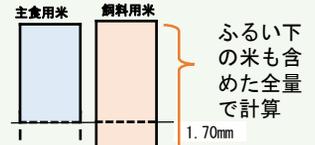
標準単収値を基準とした単価の算定 (変更無し)



令和4年産の運用

【数量報告書】

	管理方式	面積	適合品位に相当する数量等
農業者A	区分	10a	550kg
農業者B	一括	10a	536kg
農業者C	一括	10a	586kg
...



標準単収値はふるい上の米で設定

主食用米と同じ基準で比較できるようにする

令和5年産以降の運用

【数量報告書】

	管理方式	面積	適合品位に相当する数量等	収穫(出荷)量の内訳を追加	
				ふるい上	ふるい下
農業者A	区分	10a	550kg	536kg	14kg
農業者B	一括	10a	536kg	536kg	0kg
農業者C	一括	10a	586kg	536kg	50kg
...

合計収量のうちふるい上の米により単価を計算

※地域のふるい下の発生率で計算可

2 令和5年産の飼料用米等交付スケジュールについて

令和5年産から飼料用米の算定方法が上記のように変更となり、各申請者、協議会等から提出されるふるい上の数量に基づき、交付単価を算定することになりました。

そのため、年内に数量払いの一括支払いを行うには困難なスケジュールとなることから、基本的には年内に面積払い(55,000円/10a)を行い、年明けに数量払いを行うことを考えています。

年内に数量払いの一括支払いを行うためには、生産者が農産物検査等を10月下旬までに終了し、各申請者、協議会等から千葉県拠点へ速やかに不備のない報告書類の提出が前提となります。

- ・令和5年11月下旬 ~ 面積払い(55,000円/10a)、令和6年1月下旬~ 数量払い
又は
- ・令和5年12月下旬 ~ 数量払いの一括支払い

3 令和6年産以降の飼料用米等交付スケジュールについて

令和6年産以降は、更に多収品種と一般品種で支援水準が変わる為、年内に数量払いの一括支払を行うことが困難となります。そのため、基本的には年内に面積払い(55,000円/10a)を行い、年明けに数量払いを行うことを考えています。

- ・令和6年11月下旬~ 面積払い(55,000円/10a)、令和7年1月下旬~ 数量払い

4 令和6年産以降一般品種の支援水準が変わります

- 令和5年産は農業者の皆さんが多収品種の種子を確保することが困難であることを踏まえ、当該年産に対する支援内容は、多収品種・一般品種ともに、従来どおりとされました。
- 令和6年産以降は、一般品種については、引き続き支援対象にするものの、多収品種による作付転換を推進するため、令和6年産～8年産にかけて支援水準が段階的に引き下げられます。

	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	<ul style="list-style-type: none"> 数量に応じて、5.5～10.5万円/10a (標準単価 8.0万円/10a) (従来と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> 数量に応じて、5.5～9.5万円/10a (標準単価 7.5万円/10a) or 単価7.5万円/10a 	<ul style="list-style-type: none"> 数量に応じて、5.5～8.5万円/10a (標準単価 7.0万円/10a) or 単価7.0万円/10a 	<ul style="list-style-type: none"> 数量に応じて、5.5～7.5万円/10a (標準単価 6.5万円/10a) or 単価6.5万円/10a

重要 多収品種の支援は、従来どおり数量に応じて5.5万円～10.5万円/10aです。

多収品種【全国共通】

多収特認品種【千葉県】

いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくひびき、べこあおば、べごごのみ、北陸193号、ホシアオバ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、北瑞穂、ふくのこ、ミズホチカラ、笑みたわわ、亜細亜のかおり

アキヒカリ・初星

5 産地交付金(国単価設定分)が変わります

[令和4年産]

- ・新市場開拓用米 20,000円/10a
- ・新市場開拓用米の複数年契約 10,000円/10a
- ・飼料用米・米粉用米の複数年契約(継続分のみ) 6,000円/10a

[令和5年産]

- ・新市場開拓用米 20,000円/10a
- ・新市場開拓用米の複数年契約 10,000円/10a

令和4年産まで飼料用米及び米粉用米の複数年契約にかかる支援について、令和5年産からなくなりました。
令和5年産まで契約がある方は引き続き契約の履行をお願いします。
(契約が履行されない場合、返納も有り得ます。)

お問い合わせ先

関東農政局 千葉県拠点 経営所得安定対策チーム (☎ 043-224-5617)

君津市農業再生協議会 (☎ 0439-56-1671)